

宮津市公報

平成20年6月2日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

告 示

73 宮津市議会臨時会の招集	1
74 宮津市議会定例会の招集	1
75 宮津市創業等支援資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱	1
76 自治功労者の表彰	1
77 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	1
78 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届	2

公 告

25 宮津市営住宅の入居者の公募	2
26 宮津農業振興地域整備計画の縦覧	3

教 育 委 員 会

《規 則》

4 宮津市立幼稚園管理に関する規則の一部を改正する規則	3
5 宮津市立小学校及び中学校の事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	3

《告 示》

7 宮津市教育委員会定例会の招集	4
------------------------	---

《訓 令》

3 宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程	4
---	---

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

9 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧	4
10 有権者総数3分の1の数	5
11 有権者総数50分の1の数	5
12 有権者総数6分の1の数	5

農 業 委 員 会

《告 示》

5 宮津市農業委員会総会の招集	5
-----------------------	---

告 示

宮津市告示第73号

平成20年第2回宮津市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成20年5月16日

宮津市長 井上正嗣

- 1 期 日 平成20年5月23日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂
- 3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度宮津市一般会計補正予算（第7号））
- (3) 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度宮津市老人保健医療特別会計補正予算（第3号））
- (4) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市市税条例の一部を改正する条例）
- (5) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- (6) 平成20年度宮津市土地建物造成事業特別会計補正予算（第1号）
- (7) 平成20年度宮津市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

* * *

宮津市告示第74号

平成20年第3回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年5月26日

宮津市長 井上正嗣

- 1 期 日 平成20年6月2日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第75号

宮津市創業等支援資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年5月29日

宮津市長 井上正嗣

宮津市創業等支援資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市創業等支援資金利子補給金交付要綱（平成19年告示第84号）の一部を次のように改正する。
第2条中「基づく」の次に「創業支援融資又は」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年4月1日以後に資金の融資を受けたものから適用する。

* * *

宮津市告示第76号

宮津市表彰条例（昭和33年条例第2号）第1条の規定により自治功労者として次の者を表彰したので、同条例第2条の規定により告示する。

平成20年6月2日

宮津市長 井上正嗣

自治功労者	功 績
尾 関 紀 男	公平委員会委員、自治会長
隅 垣 勳	農業委員会委員、自治会長

* * *

宮津市告示第77号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により告示する。

平成20年6月2日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 ポリオ
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 (1) 明らかな発熱を呈している者
 (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 (4) 医師が接種することが不適当な状態にあると判断した者
- 4 接種回数 41日以上あけて2回服用
- 5 自己負担金 無料
- 6 予防接種を行う期日

接種期日	
平成20年6月6日(金)	平成20年12月5日(金)
平成20年9月25日(木)	平成21年3月27日(金)

- 7 予防接種を行う場所 宮津市保健センター

* * *

宮津市告示第78号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則(平成9年規則第3号)第16条の規定により告示する。

平成20年6月2日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第63号

- (1) 名称 (変更前)京滋斗セキ販売株式会社
 (変更後)株式会社 斗セキ関西
- (2) 代表者 (変更前)代表取締役社長 居郷 正伸
 (変更後)代表取締役社長 濱田 俊計

公 告

宮津市公告第25号

宮津市営住宅等設置及び管理条例(平成9年条例第25号)第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

平成20年6月2日

宮津市長 井上正嗣

- 1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
東波路	宮津市字波路	22,200~48,700	1	3DK
鳥が尾	宮津市字喜多	11,600~25,600	1	3K

- 2 入居者の資格

入居者の資格は、次に掲げる条件を具備する方ではない。

- (1) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
 (2) 条例で定められた収入の金額を超えない方であること。
 (3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
 (4) 現に市町村税を滞納していない方であること。

- 3 申込方法

宮津市建設室建築住宅係(本館南棟3階)又は市民室市民窓口係受付(本館1階)に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

- 4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成20年6月5日(木)から平成20年6月16日(月)まで
 (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

- 5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

- 6 入居時期 平成20年7月中旬(予定)

* * *

宮津市公告第26号

宮津農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第9条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供します。

平成20年6月2日

宮津市長 井上正嗣

- 1 縦覧期間
平成20年6月2日以後、常時備え置くこととします。
- 2 縦覧の場所
宮津市産業振興室（別館3階）

教育委員会

《規則》

宮津市立幼稚園管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年5月26日

宮津市教育委員会
委員長 上羽堅一

宮津市教育委員会規則第4号

宮津市立幼稚園管理に関する規則の一部を改正する規則
宮津市立幼稚園管理に関する規則（昭和49年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。
第9条を次のように改める。
（学年及び学期）

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 前項の学年を分けて、次の3学期とする。
 - (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
 - (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
 - (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

第10条に次の2項を加える。

- 2 前項第3号から第6号までの規定にかかわらず、園長は、教育委員会の承認を得て、休業日を別に定めることができる。
- 3 園長は、必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休業日に保育を行い、又は保育日を休業日とすることができる。ただし、運動会、発表会等の恒例の行事を行う場合は、あらかじめ教育委員会に届け出ることをもって足りる。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第9条及び第10条の規定は、平成20年4月1日から適用する。

* * *

宮津市立小学校及び中学校の事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年5月26日

宮津市教育委員会
委員長 上羽堅一

宮津市教育委員会規則第5号

宮津市立小学校及び中学校の事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
宮津市立小学校及び中学校の事務職員の職の設置に関する規則（平成2年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を削り、第1号を第2号とし、同項に第1号として次のように加える。

- (1) 専門幹
- 第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第4項中「事務主任、専門員、主任、主

査」を「専門幹、事務主任、主任」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「、専門員、主任及び主査」を「及び主任」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 専門幹は、上司の命を受けて特に重要な事務又は特定の範囲の事務を処理するほか、担任の事務を処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宮津市立小学校及び中学校の事務職員の職の設置に関する規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

* * *

《告 示》

宮津市教育委員会告示第7号

平成20年第5回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成20年5月9日

宮津市教育委員会
委員長 上 羽 堅 一

1 日 時 平成20年5月26日(月) 午前10時

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

《訓 令》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第3号

庁 中 一 般
各教育機関

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年5月26日

宮津市教育委員会
教育長 横 山 光 彦

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「基づき育児休業」の次に「、育児短時間勤務」を加える。

第9条の3の次に次の1条を加える。

（自己啓発等休業）

第9条の4 職員が地方公務員法に基づき自己啓発等休業の承認を受けようとするときは、教育長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、平成20年5月26日から施行し、改正後の第9条第1項及び第9条の4の規定は、平成20年4月1日から適用する。

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年5月30日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 尾 美智子

- 1 縦覧の期間 平成20年6月3日から6月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第10号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成20年6月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾美智子

5,958人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第11号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成20年6月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾美智子

358人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第12号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成20年6月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾美智子

2,979人

農 業 委 員 会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第5号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成20年5月7日

宮津市農業委員会

会長 猪 俣 寛

- 1 日 時 平成20年5月13日(火) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題
議第14号 農地法第5条の許可申請に係る意見について
議第15号 非農地証明について